

# 学校いじめ防止基本方針

令和2年4月改定  
津市立一身田中学校国児分校  
津市立栗真小学校国児分校

## 1 いじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

学校生活の人間関係の中で、児童・生徒が当該児童・生徒に対して心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、行為を受けた当該児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ① 嫌なことを言われる（からかい、冷やかし、悪口、脅し文句、あだ名等）
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 暴力行為（軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする等 また、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりすること等）
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品、私物を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる等
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりすること
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑧ その他（上記以外に心身の苦痛を感じる行為）

### (3) いじめの理解

いじめは、いつでも、どこでも、どの子にでも起こり得るものという意識を持ち、日々の児童・生徒の状態を観察する必要がある。そして、いじめは加害者、被害者だけの問題ではなく、いじめを容認する、あるいは傍観するという集団に起因することを認識し、いじめを絶対許さない雰囲気形成する集団づくりを行うことが大切である。また、友人関係や勉強に関する出来事がストレスの要因となりいじめに結びつくことを踏まえ、安心して生活できる学校をつくるため、わかる授業の構築や人権教育、生徒の自主的な活動等を充実させることが必要である。

### (4) 学校の基本的な考え方

- ① いじめは全ての児童・生徒に関係する問題であり、全ての児童・生徒に起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめを受けた児童・生徒や通報した児童・生徒を守る立場に徹する。
- ④ いじめは学校だけでなく、国児学園・関係機関・地域と連携を図りながら取り組む。
- ⑤ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃さず対応する。
- ⑥ 「傍観者」の存在に注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努める。

## 2 いじめ防止対策の組織

### (1) 組織の名称と役割

- ① いじめ対策委員会……取組計画の作成、児童・生徒の情報共有、相談・通報の窓口等
- ② 重大事態対策協議会……いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合に開催し、その対策や調査、報告等を行う。(例 いじめを受けた児童・生徒が自殺を企図、いじめを受けた児童・生徒が30日の欠席等)

### (2) 組織の構成

- ① いじめ対策委員会……管理職、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、必要に応じて、当該担任教諭、スクールカウンセラー等
- ② 重大事態対策協議会……①に加えて、国児学園長及び副園長

## 3 いじめ防止対策のための具体的な取組

### (1) いじめの防止

- ① わかる授業づくりと学習規律の徹底
  - ・習熟度別指導や個別指導などを実施することで、基礎的・基本的な学習内容の習得をめざし、確かな学力の定着を図る。
  - ・生活重点目標による授業の振り返りを行い、真剣に授業に取り組む態度を育成する。
- ② 体験活動の充実による集団づくり
  - ・様々な体験活動の場（学習発表会・職場体験学習・ボランティア活動など）を設定することで、主体的に学ぶ意欲を向上させ、自己肯定感を高めながら支え合う仲間づくりを行う。
- ③ 人権学習・道徳教育の推進
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習を行い、いじめの本質や構造を理解させる。

### (2) いじめの早期発見

- ① アンケート調査
  - 学期に1回全児童・生徒にアンケート調査を行い、実態把握と対処を行う。
- ② 連絡帳の活用
  - 連絡帳を活用し、毎日担任との筆談を行うことで、児童・生徒の悩み事などを早期に把握するとともに、担任との信頼関係を築く。
- ③ 寮訪問や児童・生徒の情報交換会
  - 寮長をはじめとする国児学園職員との連絡を密にし、学校や寮生活で気づいたことを共有するとともに、相談しやすい関係を作る。
- ④ 保健室、スクールカウンセラーの活用
  - 養護教諭をコーディネータとし、スクールカウンセラーとの連携を密にする。

### (3) いじめに対する措置

#### ① 組織対応体制の確立

- ・ いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、発見者がその場で行為を止める。
- ・ いじめの訴えや相談を受けた場合、真摯に聞き取る。
- ・ 上記の発見通報を受けた教職員は、速やかにいじめ対策協議会に報告する。
- ・ いじめ対策協議会は直ちにいじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 被害児童・生徒、加害児童・生徒以外にも情報収集を行い、事実を把握する。
- ・ いじめの事実が確認されたら、可能な限りその日の内に該当する寮の寮長へ連絡する。
- ・ 犯罪行為であれば、警察に連絡し、事件後も協力して指導に当たる。

#### ② 被害児童・生徒、情報提供児童・生徒への安全確保

- ・ 被害児童・生徒の安全を最優先にし、安心して登校できるような措置をとる。
- ・ 被害児童・生徒の心情を理解し、話しやすい雰囲気作りと教職員との信頼関係作りを継続する。
- ・ スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・ 情報提供児童・生徒については情報が漏洩しないよう配慮する。

#### ③ 加害児童・生徒への指導加害児童・生徒への指導

- ・ いじめた児童・生徒に対し自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 該当する寮の寮長に協力を求め、継続的な助言や相談活動を行う。

#### ④ 保護者連携、関係機関との連携

- ・ いじめの報告は早急に複数教員で行う。
- ・ 被害児童・生徒の寮の寮長には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアの取組について説明し、理解と協力を依頼する。
- ・ 加害児童・生徒の寮の寮長に対しては、事象の内容や被害児童・生徒の心情を伝え、今後の学校の取組に理解と協力を得る。また、加害児童・生徒の課題解決のための支援についても話し合う。
- ・ 必要に応じ、教育委員会、子育て支援課、児童相談所、警察等に相談し協力を要請する。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童・生徒が自殺（自殺未遂）、あるいは重大な傷害を負った場合。
- ② いじめにより金品等に重大な被害を被った場合。
- ③ いじめにより相当期間（30日が目安）学校を欠席せざるを得ない状況に陥った場合。

## (2) 発生時の対応

### ① 報告

学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じ津市長へ事態発生を報告する。

### ② 調査主体

報告を受けた教育委員会は、調査主体を学校、教育委員会附属機関、外部関係機関等学校、どの組織に委ねるかを判断する。

### ③ 調査（学校が調査主体の場合）

- ・学校は、いじめ対策委員会に国児学園長等を加えた重大事態対策協議会を組織し調査に当たる。
- ・重大事態対策協議会は、事実関係を明確にするために、客観的な事実関係を速やかに調査する。（いつ、誰から、どのような態様で、背景、人間関係、学校の対応等）
- ・アンケート等をとる場合は、それによって得られた情報を被害児童・生徒・当該寮長に提供することを前もって説明する。
- ・重大事態対策協議会は、調査により明らかになった事実関係について、関係者の個人情報に十分配慮しながら適切に情報を被害児童・生徒・当該寮長に提供する。

### ④ 報告

学校は、重大事態対策協議会の調査結果について、津市教育委員会を通じて津市長に報告する。

### ⑤ 再調査

津市長は、学校より受けた報告に対し、重大事態発生防止のため必要と認めるときは再調査を行う。この場合、調査主体は市長部局に設置する組織が実施する。

## 5 国児学園・地域との連携

### (1) 国児学園の役割

- ① 国児学園において、寮長は子どもに対し「いじめを行うことのないよう」規範意識を養う指導を行うとともに、いじめを受けた場合「適切にいじめから保護する」ものとする。
- ② 寮長は、学校との信頼関係を築き、子どもの変化について情報共有を行う。

### (2) 地域の役割

- ① 地域住民は、校外で起こるいじめを目撃、あるいはその情報を得た場合、学校へ報告する。
- ② 地域組織は、学校との連携協力関係を密にし、子ども達の地域行事への参加などを通して、自己有用感を育てる。